

みふね

御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

# ニュースレター

竹ん子の会

第31号



竹ん子の会 会長 吉井博  
電話 090-4473-7798

平成26年8月8日

## 第16回裁判が行われ、再度「結審」しました。

7月25日に判決の予定でした「御船竹バイオマス問題住民訴訟」ですが、ニュースレター等でお知らせいたしました通り判決は延期になり、8月8日に弁論が再開されました。

当日は、原告・被告双方から準備書面が提出され再度「結審」となり、判決の日時が言い渡されました。

**注目の判決は、平成26年10月27日(月)午後1時10分です。**

**異例の経過をたどった住民訴訟ですが、いよいよ注目の判決を迎えます！**

\*裏面に、判決が延期になった理由や、新たに提出した準備書面の内容等の説明があります。

平成26年7月12日

## 第4回「竹ん子の会」総会開催

総会出席者と委任状を合わせて会員半数以上になり、総会が成立しました。

平成25年度事業報告・決算報告、監査報告並びに平成26年度事業計画案・予算案が事務局より提出され満場一致で認められました。


また今年度は、判決を迎える年度のため、判決の解釈に対する基準が事務局より提案され、弁護士先生方から、判決が延期になった理由や、予想される判決等について詳しい説明がありました。

活発な意見交換が行われた後、判決の解釈に対する提案は、満場一致で認められました。



総会で出席者からの質問に答える橋本弁護士

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明 
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

\*会のホームページも是非ご覧下さい。 <http://takebio.mifune.org/>



## 判決が延期になり、弁論再開となった経緯

私たちは裁判で、「町長の違法行為によって町に損失が出た場合、町が町長に対して損害賠償請求をしなければならない」と主張してきました。

しかし、町が町長に対して損害賠償請求を怠っていた事実をより明確に主張する必要性を感じ、今回「町長の違法行為によって町に損失が出た場合、町が町長に対して損害賠償請求をしなければならないにもかかわらず、町は町長に対して、損害賠償請求すること怠った」と、明確に主張した準備書面を裁判所に提出することにしました。

町は、「準備書面の提出も、弁論再開も認めるべきではない」と反論しましたが、裁判所は町の反論を退け、準備書面の提出を認め、弁論再開となりました。

裁判が結審していたにもかかわらず、あえて私どもの主張を補強する準備書面の提出を裁判所が認めたことは、大変大きな成果と言えます。

\*新たに裁判所に提出した準備書面は、会のホームページ上からご覧いただけます。

「判決延期」には、大変ご心配をおかけいたしましたが、弁護士先生方とも協議の上、勝訴を勝ち取るためには、判決延期となっても主張すべきものと判断し、裁判所からも認められました。皆様のご理解ご協力、よろしくお願いいたします。

## 「御船竹バイオマス問題住民訴訟」判決！

平成26年10月27日(月)午後1時10分  
熊本地方裁判所 101号法廷

当日は、多くの傍聴者が見込まれ、傍聴は抽選になることも予想されますが、判決後に京町会館4階ホールにおきまして、判決の報告会と記者会見を予定しています。

皆様ぜひ傍聴においで下さい。

### 平成26年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒830-0001 熊本市東区 記号17160 番号33459351 竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで